11月は児童虐待防止月間
～「もしかして」あなたが救う 小さな手～

◎児童虐待とは

児童虐待は、子どもの心身に深い傷を与えてその後の人生を左右するだけでなく、生命を奪うこともある、子どもへの最大の人権侵害です。

虐待を受けると、年齢相応に成長できなかったり、精神的外傷によって大人になってから社会生活を送るうえでの大きな負担となったりすることがあります。

◎子どもを虐待から守るための5か条

＊おかしいと感じたら迷わず連絡(通告)

＊「しつけのつもり…」は言い訳(子どもの立場で判断)

＊ひとりで抱え込まない(あなたにできることから即実行)

＊親の立場より子どもの立場(子どもの命が最優先)

＊虐待はあなたの周りでも起こりうる(特別なことではない)

◎虐待を疑ったら通告を

児童虐待は、早期に発見し適切に対応することが重要です。

虐待の疑いがある場合には、左下の表の相談窓口に連絡してください。通告しても、氏名などの情報が漏れたり、民事責任や刑事責任を問われたりすることはありません。

◎要保護児童対策地域協議会

市では、虐待などを早期に発見し、適切な支援につなげるため、児童福祉・教育・保健医療機関、警察、地域の方などと協議会を構成し、子どもたちが安心して過ごせるよう活動しています。

＊不自然な外傷(やけどや打撲など)がある
＊衣服が汚れている、元気がなく表情が暗い
＊虚言、万引き、家出などの問題行動を繰り返す
＊年齢にそぐわない性的な言動がみられる
＊保護者が長期不在で、いつも子どもだけでいる
＊登校させず、食事を与えていない
＊大声をあげ、子どもや家族に暴力をふるっているようすである

▼児童虐待に関する通告・相談

相談窓口	日　時
昭島市子ども家庭支援センター ☎543-9046	月～金曜日の午前9時～午後7時(受け付けは午後6時30分まで／祝日、年末年始を除く)
立川児童相談所 ☎523-1321	月～金曜日の午前9時～午後5時(祝日、年末年始を除く)
児童相談所全国共通3桁ダイヤル ☎189(いちはやく)	土・日曜日、祝日、年末年始を含む毎日、24時間

児童虐待防止講演会
「育ちにくい子どもたちとその家庭への支援」

不適切な関わりが子どもの発達に影響を及ぼし、時には脳にも影響するといわれます。そうならないために地域でできること、子どもたちが気持ちよく過ごせる環境について考えます(入場無料／申込不要)。

◇日時　11月6日(金)の午後6時30分～8時30分

◇場所　市役所市民ホール

※市役所西側出入口から直接会場へお越しください。

◇講師　田中 哲さん(都立小児総合医療センター副院長)

◇定員　120人(先着順)

☆詳しくは、子ども家庭支援センター☎543-9046へ。

国民年金のお知らせ

◎社会保険料控除(国民年金保険料)控除証明書を11月上旬に送付

今年1月～12月に納めた国民年金保険料は、年末調整や所得税申告、市・都民税申告のときに社会保険料控除として所得から差し引くことができます。

年末調整などで申告をするときは、11月上旬に日本年金機構から送付される社会保険料(国民年金保険料)控除証明書を添付してください。

この証明書には、9月30日までに納めた分の保険料が記載されています。10月1日～年末に保険料を納めた方は、その領収証書も併せて添付してください。家族の国民年金保険料を納めた場合は、納めた方が社会保険料控除に加えることができます。

なお、10月1日～年末に今年初めて国民年金保険料を納めた方には、来年2月上旬に証明書が送付されます。

☆詳しくは、控除証明書専用ダイヤル☎0570-058-555(11月2日～平成28年3月15日)、または、立川年金事務所☎523-0352へ。

◎老齢厚生年金などの受給者の方へ扶養親族等申告書を送付

国民年金、厚生年金保険などから支給される年金のうち、老齢年金など、老齢または退職を支給事由とする年金は、雑所得として所得税が課されます。このうち、老齢年金の年金額が65歳未満の方は108万円以上、65歳以上の方は158万円以上である場合に所得税を源泉徴収しています。

源泉徴収の対象となる方には、10月下旬に日本年金機構から扶養親族等申告書が送付されます。この申告書により、平成28年分の年金にかかる所得税を計算します。

扶養親族等申告書を提出することで、扶養控除等が受けられますので、12月1日までに必ず提出してください。

☆詳しくは、ねんきんダイヤル☎0570-05-1165、または、立川年金事務所☎523-0352へ。